

# 宇和島市 障害者計画・障害福祉計画（第5期） 策定に向けて

|    |                              |   |
|----|------------------------------|---|
| I  | 計画の概要.....                   | 1 |
|    | 1. 計画策定の趣旨.....              | 1 |
|    | 2. 計画の位置付け.....              | 2 |
|    | 3. 他計画との関連.....              | 3 |
|    | 4. 計画の期間.....                | 4 |
| II | 近年の障害者福祉の動向の整理.....          | 5 |
|    | 1. 障害者福祉制度の変遷（国の動き）.....     | 5 |
|    | 2. 第5期障害福祉計画策定で踏まえるべき事項..... | 6 |
|    | <参考>障害児福祉計画の概要.....          | 8 |
|    | <参考>関係法の動向.....              | 9 |

平成 29 年 10 月

# I 計画の概要

## 1. 計画策定の趣旨

宇和島市では、「うわじま ノーマライゼーションプラン」を基本理念に、平成 27 年度から「障害者計画（平成 27 年度～平成 32 年度）」ならびに「第 4 期障害福祉計画（平成 27 年度～平成 29 年度）」のもと、障害者福祉を推進してきました。

その間、国においては障害者基本法や障害者差別解消法等、国内法の整備が進められたほか、平成 30 年には障害者総合支援法及び児童福祉法が改正予定となっており、障害者の就労支援や地域で安心して生活できる社会の実現等、地域社会の理解と協力を得ながら取り組むことの重要性が増しているといえます。

このたび、第 4 期計画が計画期間終了を迎えることや、国の制度改正等や本市の障害のある人を取り巻く環境の変化を踏まえ、「宇和島市障害者計画・障害福祉計画（第 5 期）」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。なお、「児童福祉法」の改正を受け、本計画では「宇和島市障害児福祉計画」も一体的に策定するものとします。

### 障害者計画

障害者施策全般に関わる理念、基本的な方針及び目標を定めた計画です。「障害のある人のための施策に関する基本計画」という位置づけになります。

### 障害福祉計画・障害児福祉計画

障害福祉サービス等の成果目標や必要なサービス見込み等を定めた計画です。「障害福祉に関する事業計画」という位置づけになります。

<策定する事項>

- 平成 32 年度における成果目標
  - ・福祉施設から地域生活への移行
  - ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 等
- 障害者（児）福祉サービス
  - ・各年度におけるサービス種類ごとの見込み量
  - ・見込み量確保のための方策
- 地域生活支援事業（必須事業、任意事業）
  - ・各年度におけるサービス種類ごとの見込み量
  - ・見込み量確保のための方策

## 2. 計画の位置づけ

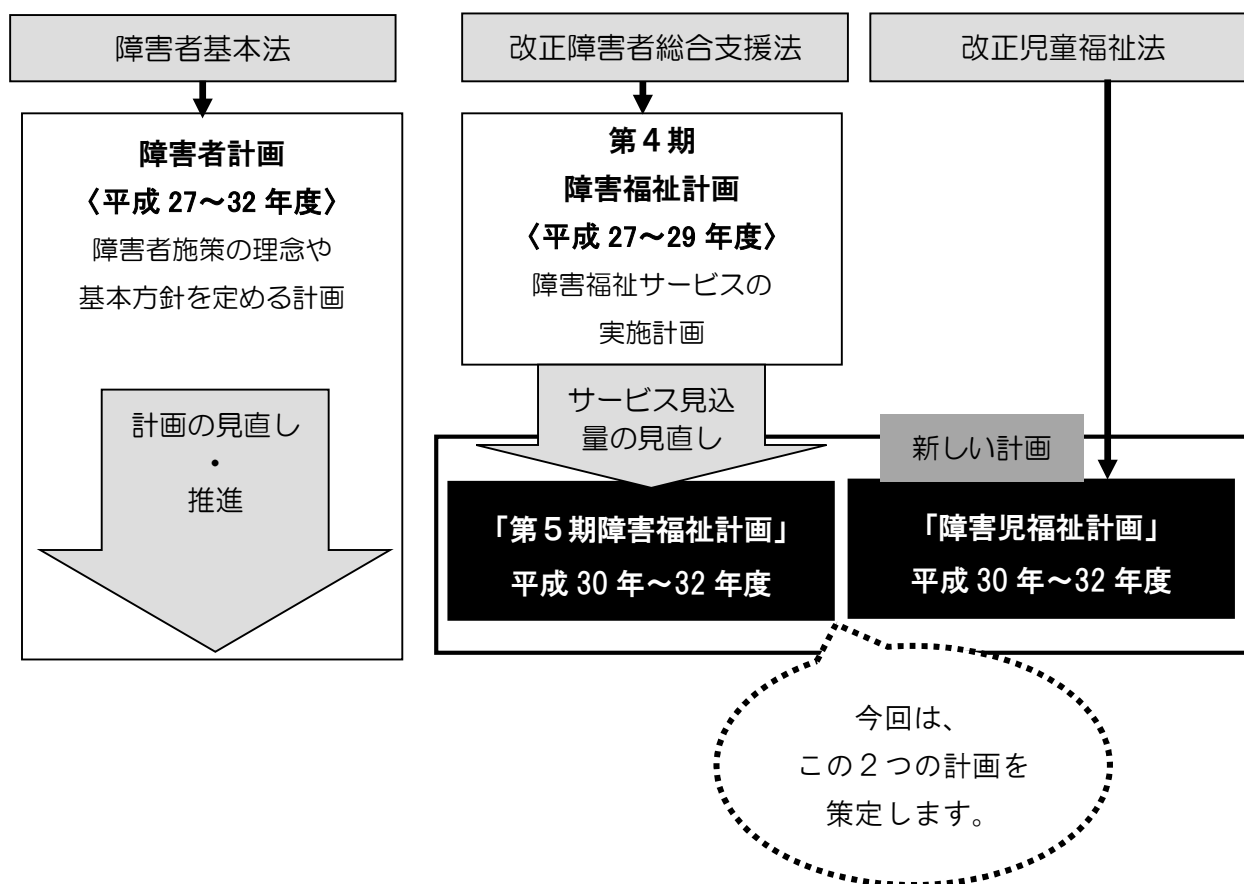
本計画は、「改正障害者総合支援法」に基づく「市町村障害福祉計画」と「改正児童福祉法」に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

- 「市町村障害福祉計画」

障害者総合支援法第 88 条の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策等を示す実施計画。

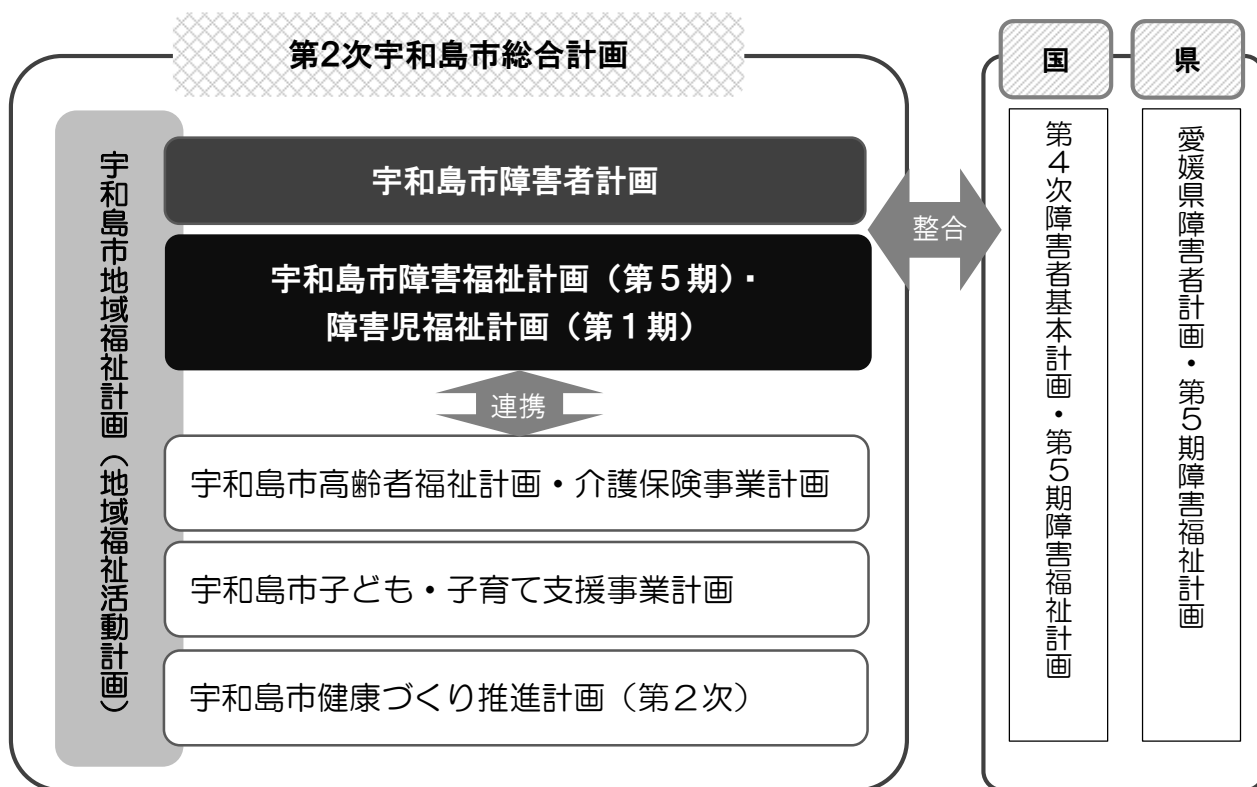
- 「市町村障害児福祉計画」

児童福祉法第 33 条の規定に基づき、障害児福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策等を示す実施計画。



### 3. 他計画との関連

本計画は、国の「障害者基本計画（第4次）」（平成30年度～34年度）、「障害福祉計画（第5期）」（平成30年度～32年度）や「愛媛県障害者計画（第4次）」（平成27年度～平成31年度）、「愛媛県障害福祉計画（第5期）」（平成30年度～32年度）また、本市における上位計画である「第2次宇和島市総合計画」（平成30年度～平成39年度）との整合を図りつつ、「宇和島市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」をはじめとする福祉関連の計画、ならびに人権や教育、まちづくり、防災等の関連分野の計画とも連携しながら推進するものとします。



## 4. 計画の期間

本計画の計画期間は、「障害者計画」は平成 27 年度から平成 32 年度までの6年間、「第5次障害福祉計画」は平成 30 年度から平成 32 年度までの3年間とします。

尚、「障害者計画」については、この度の「障害福祉計画」の改訂にあわせ、必要部分を見直し、改訂するものとします。

### <計画の期間>

| 平成<br>27年度                      | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度                      | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 | 平成<br>33年度                   | 平成<br>34年度 | 平成<br>35年度 |
|---------------------------------|------------|------------|---------------------------------|------------|------------|------------------------------|------------|------------|
| 障害者計画<br>平成 27～32 年度（6年間）       |            |            |                                 |            |            | 次期障害者計画<br>平成 33～38 年度（6年間）  |            |            |
| 障害福祉計画（第4期）<br>平成 27～29 年度（3年間） |            |            | 障害福祉計画（第5期）<br>平成 30～32 年度（3年間） |            |            | 次期障害福祉計画<br>平成 33～35 年度（3年間） |            |            |

## Ⅱ 近年の障害者福祉の動向の整理

### 1. 障害者福祉制度の変遷（国の動き）

平成 23 年の「障害者基本法」の改正以降、障害のある人に関する法制度は大きく変化しています。平成 28 年に「障害者差別解消法」が施行されたほか、国の第 5 期障害福祉計画の初年度にあたる平成 30 年には「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正されます。

このように、障害のある人を取り巻く状況は近年大きく変わってきているため、次期計画においては、これらの動向や考え方を踏まえていくことが重要です。

#### <障害者に関する国の社会動向（平成 24 年度以降の制度改正）>

|     |                                                                                                                         |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| H24 | ・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）施行                                                                            |
| H25 | ・「国等による障害者就労施設からの物品調達推進に関する法律」（障害者優先調達推進法）施行<br>・「 <b>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</b> 」（ <b>障害者総合支援法</b> ） <b>一部施行</b> |
|     | ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）制定<br>・改正「障害者の雇用促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）制定                                               |
|     | ・第 3 次「障害者基本計画」策定                                                                                                       |
| H26 | ・「 <b>障害者権利条約</b> 」 <b>批准</b>                                                                                           |
|     | ・改正「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（精神障害者保健福祉法）施行<br>・「 <b>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</b> 」（ <b>障害者総合支援法</b> ） <b>全面施行</b>       |
| H27 | ・「障害者総合支援法対象疾病検討会」による対象疾病拡大                                                                                             |
| H28 | ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」（障害者総合支援法及び児童福祉法改正案）閣議決定                                               |
|     | ・改正「障害者の雇用促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）施行<br>・「 <b>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律</b> 」（ <b>障害者差別解消法</b> ） <b>施行</b>                     |
|     | ・「発達障害者支援法」改正                                                                                                           |
| H30 | ・ <b>改正「児童福祉法」一部施行予定</b>                                                                                                |
|     | ・ <b>改正「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）一部施行予定</b>                                                               |

#### ポイント 改正「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

- ・**地域生活支援の強化**：巡回訪問等による相談・助言等を行う「自立生活援助」を新設
- ・**就労支援の強化**：就業後の相談・助言等に応じる「就労定着支援」を新設
- ・**障害者の高齢化への対応**：介護保険サービスへの移行に伴う費用負担の軽減措置

#### ポイント 改正「児童福祉法」

- ・**発達支援サービスの強化**：外出が困難な障害児に対して、居宅訪問による発達支援サービスを提供
- ・**関係機関の連携の強化**：保健・医療・福祉等の連携を促進し、医療的ケアを必要とする児童にきめ細かく対応
- ・**障害児福祉計画の策定**：障害児へサービス提供体制を構築するため、障害児福祉計画を策定

## 2. 第5期障害福祉計画策定で踏まえるべき事項

### (1) 計画のポイント

国から示されている「第5期障害福祉計画に係る基本指針」におけるポイントは以下の通りです。

#### ポイント1 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の整備を一層進めることや基幹相談支援センター設置の促進や有効活用に向けた取組について示すこと。

#### ポイント2 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築について定める。

#### ポイント3 就労定着に向けた支援

- ・就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）が創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加する。

#### ポイント4 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築について盛り込む。
- ・ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の確保に関する事項を定める。

#### ポイント5 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなる仕組みを作っていく方向性を盛り込む。
- ・住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。

#### ポイント6 発達障害者支援の一層の充実

- ・地域の実情に応じた体制整備を計画的に図るため、発達障害者支援地域協議会設置の重要性等について定める。
- ・可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をすることの重要性を盛り込む。

## (2) 成果目標に関する事項

第5次障害者福祉計画では、「障害児支援の提供体制の整備等」や新たなサービスである「就労定着支援」に関する成果目標を設定することが予定されています。その他の指標についても、現行の達成状況を踏まえて指標設定をしていく必要があります。

| 第5期障害福祉計画成果目標（平成32年度までの目標）                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>① 施設入所者の地域生活への移行【継続】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>●施設入所者数の<u>9%以上</u>が地域生活へ移行</li><li>●施設入所者数を<u>2%以上</u>削減</li></ul>                                                                                                                                                                             |
| <b>② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>●<b>保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置</b></li><li>●<b>精神病床の1年以上入院患者数:14.6万人～15.7万人に</b><br/>(平成26年度末の18.5万人と比べて3.9万人～2.8万人減)</li><li>●入院後3か月時点の退院率を<u>69%以上</u></li><li>●入院後6か月時点の退院率を<u>84%以上</u></li><li>●入院後1年時点の退院率を<u>90%以上</u></li></ul> |
| <b>③ 地域生活支援拠点等の整備【継続】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>●各市町村または各圏域に少なくとも<u>1か所</u>整備</li></ul>                                                                                                                                                                                                           |
| <b>④ 福祉施設から一般就労への移行【拡充】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>●平成28年度の一般就労への移行実績の<u>1.5倍</u>以上</li><li>●就労移行支援事業の利用者数から<u>2割</u>以上増加</li><li>●就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の<u>5割</u>以上</li><li>●<b>就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を8割以上とする</b></li></ul>                                                                    |
| <b>⑤ 障害児支援の提供体制の整備等【新規】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>●児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置</li><li>●保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築</li><li>●児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保</li><li>●医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置（平成30年度末まで）</li></ul>                                                                |

※ **は新規項目**



## ＜参考＞障害児福祉計画の概要

児童福祉法の改正により、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられたことにより、第5期障害者福祉計画は、新たに障害児福祉計画と一体的に策定していきます。

### 障害児福祉計画の趣旨

障害児支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るため、サービスの提供体制を計画的に確保する。

### ＜障害児福祉サービス＞

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援
- ・放課後等デイサービス
- ・障害児相談支援

### ＜児童福祉法の改正による変更点＞

#### ・在宅訪問型児童発達支援＜H30年度より新設予定＞

重度の障害等の状態にある児童で、障害児通所支援を受けるために外出することが困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を行うサービス

#### ・保育所等訪問支援の対象拡大

乳児院、児童養護施設に入所している障害児を対象者として追加する

※現在の対象者は以下の施設に通う障害児

- ・保育所、幼稚園、小学校 等
- ・その他児童が集団生活を営む施設として地方自治体が認めるもの（放課後児童クラブ等）

## ＜参考＞関係法の動向

---

### (1) 障害者基本法改正【平成 23 年】

**目 的** : 共生社会の実現

**定 義** : 「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」 → 「社会モデル」に基づく障害者の概念

**基本原則** : 地域における共生等、差別の禁止、国際的協調

※新しい基本概念として「社会的障壁」、「合理的配慮」

### (2) 関連法の制定・改正

#### ①障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）【平成 23 年】

---

虐待を受けた障害のある人に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止等に関する施策を促進するため、平成 24 年 10 月から施行。

#### ②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）【平成 24 年】

---

障害者基本法の改正や改革本部等における検討を踏まえて、地域社会での共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講じるため、25 年 4 月から施行（一部、26 年 4 月施行）。

#### ③国等による障害者就労施設からの物品調達推進に関する法律（障害者優先調達推進法）【平成 24 年】

---

障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的として、25 年 4 月から施行。

#### ④障害者の雇用促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の一部改正【平成 25 年】

- ・障害者に対する差別を禁止するための措置
- ・精神障害者を法定雇用率の算定基礎に追加
- ・法定雇用率の引き上げ

##### <平成 25 年 4 月 1 日以降の法定雇用率>

| 事業主区分       | 法定雇用率 | 改正前雇用率 |
|-------------|-------|--------|
| 民間企業        | 2.0%  | 1.8%   |
| 国・地方公共団体等   | 2.3%  | 2.1%   |
| 都道府県等の教育委員会 | 2.2%  | 2.0%   |

#### ⑤成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律（成年後見制度利用促進法）【平成 25 年】

平成 25 年 6 月から施行。成年後見人が付いた人（被後見人）の選挙権を回復。

#### ⑥障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）【平成 25 年】

障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、平成 28 年 4 月から施行。

- ・差別的取り扱いの禁止、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止
- ・国・地方公共団体等における合理的配慮の提供義務

#### ⑦精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（精神障害者保健福祉法）【平成 25 年】

精神障害者の地域生活への移行を促進するため、精神障害者の医療に関する指針の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直し等を行い、26 年 4 月から施行。

#### ⑧難病の患者に対する医療等に関する法律【平成 26 年】

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく措置として、難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずるため、27 年 1 月から施行。

**⑨障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案（障害者総合支援法及び児童福祉法の改正）**

**【平成 28 年】**

---

- 障害者の望む地域生活の支援：サービスの新設・対象拡大等
- 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
- サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

**⑩発達障害者支援法の一部を改正する法律【平成 28 年】**

---

発達障害者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正。

**⑪成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）**

**【平成 28 年】**

---

成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進。